

事 務 連 絡

令和8年8月7日

各都道府県、指定都市、中核市

放課後児童健全育成事業

児童厚生施設（児童館）

利用者支援事業

地域子育て支援拠点事業

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

こどもの居場所づくり 所管部局 御中

こども家庭庁成育局成育環境課

被災したこども及び子育て家庭等への対応について（周知）

標記について、貴管内の市町村において、令和8年熊本地震により被災されたこども及び子育て家庭等に係る対応について、下記のとおり周知しますので、特別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1. 状況の把握

従前よりご依頼の通り、被災地域内の児童館、放課後児童クラブ及び地域子育て支援拠点の被害状況、職員状況、開所状況、開所できていない場合にはその要因（建物被害、停電、断水等）等について、把握に努めていただくようお願いいたします。把握後は、児童福祉施設等災害時情報共有システムへの登録をお願いいたします。

2. 放課後児童クラブにおける対応

放課後児童クラブを普段利用していない児童であっても、その保護者が被災地での支援にあたる場合や自宅の片づけ等を行う場合において必要があるときには受け入れていただけるよう、周知をお願いいたします。

また、被災により開所できない放課後児童クラブがある場合には、その利用児童について他の放課後児童クラブ等で臨時的に受け入れなど、代替の育成支援が行えるよう運営事業者や関係団体とも連携して支援していただくようお願いします。

3. 被災した放課後児童クラブの利用者に係る利用料減免について

特定非常災害に指定された令和6年能登半島地震においては、①放課後児童健全育成事業所が被災したことにより、放課後児童健全育成事業所を臨時休業若しくは閉所した場合、又は②利用児童の家庭が被災したことにより、経済的な負担が生じる場合に、市町村が実施する保護者への利用料減免等に対して国による財政支援を行いました。今般の令和8年熊本地震においても、特定非常災害の指定に際して、同様の対応を行うことを検討しており、詳細について今後改めてお知らせします。

4. 児童館や地域子育て支援拠点等における対応

児童館や地域子育て支援拠点が有する、こどもや子育て家庭の遊びや集いの場という機能を活かして、

- ・被災したこどもや子育て家庭等が安心して交流、情報交換等ができる居場所の提供
- ・被災した子育て家庭等に対する相談

などの支援を行っていただくよう、ご検討ください。

なお、実施の際には、こどもや職員の安全確保に十分に配慮するようにしてください。

また、令和6年能登半島地震の際には、これらの既存の居場所に限らず、被災したこどもに遊びの機会提供や学習のためのスペース設置を行う等、こどもの居場所づくりを実施する場合について、国による財政支援を行いました。今般の令和8年熊本地震においても、同様の対応を行うことを検討しており、詳細について今後改めてお知らせします。

5. 子ども・子育て支援交付金の扱いについて

放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）に係る子ども・子育て支援交付金の扱いについては、別紙Q&Aを参照の上、ご対応ください。

以上

【放課後児童健全育成事業、児童厚生施設（児童館）】

健全育成係 TEL：03-6861-0303

【利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業について】

子育て支援係 TEL：03-6861-0519

【こどもの居場所づくりについて】

居場所づくり係 TEL：03-6861-0229